

PLAN INTERNATIONAL

プラン・インターナショナル 遺贈・相続財産寄付のご案内

あなたの人生の証が、
子どもたちの未来に変わる。



国際NGOプラン・インターナショナルは 国連に公認・登録されている民間の団体です。

プラン・インターナショナルの歴史

1937年ひとりの戦災孤児を路上で保護したイギリス人から活動は始まりました

「この子の名前はホセ。私はこの子の父親ですが、街が占拠されれば殺されるでしょう。この子を見つけた方、どうか面倒を見てやってください」 スペイン内戦の最中、そう書かれた紙切れを手にした5歳の男の子を保護したイギリス人ジャーナリストが、友人とともに戦災孤児を保護する活動を開始しました。これがプランの始まりです。

その後、アジア、アフリカ、中南米の社会的・経済的に困難な状況にある子どもたちへと、支援の対象を広げました。現在は、子どもの権利が守られ、女の子が差別されない公正な世界を実現するための活動を、世界約108万人のスポンサーのご支援をもとに進めています。



戦災孤児の支援活動

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンのあゆみ

1983年	フォスター・プラン日本事務局として創立
1984年	フォスター・ペアレント（現スポンサー）の募集開始
1988年	有志による「プラン支援者の会」の活動開始
1998年	グローバル・プロジェクトを開始
2006年	団体の呼び名を「フォスター・プラン」から「プラン・ジャパン」へ
2011年	東日本大震災において、宮城県、岩手県、福島県での緊急支援活動を実施。
2012年	グローバルキャンペーン「Because I am a Girl」およびガールズ・プロジェクトを開始
2016年	団体の呼び名を「プラン・ジャパン」から「プラン・インターナショナル」へ
2022年	グローバルキャンペーン「Because I am a Girl」を終了



創立当時のパンフレット



「持続可能な開発目標（SDGs）」
達成のために活動を推進

プラン・インターナショナルへの遺贈の特長

遺言によりご自身の財産の一部またはすべてを、法定相続人または法定相続人以外の特定の個人へ分与したり、団体へ寄付することを遺贈といいます。

特長1：金額にかかわらずお受けします

大きな金額をイメージされる方が多いようですが、金額は自由です。将来残る財産額がわからないという方は、「金融資産の10分の1を遺贈する」などのように、割合を指定することもできます。

特長2：不動産や有価証券などの寄付もお受けします

ご自宅の土地・家屋などの不動産や有価証券など、現金以外の寄付もお受けします。遺言執行者が換価処分し、税金・諸費用などを差し引いた上でご寄付いただく方法（清算型遺贈）もあります。

特長3：包括遺贈もお受けします

包括遺贈は、財産配分の割合のみを指定して遺贈する方法です。たとえば、「全財産のうち3分の2を甥〇〇へ相続させ、残余を公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンへ遺贈する」などのように、割合を具体的に書きます。

特長4：みなし譲渡課税に対応します

含み益がある不動産や有価証券を遺贈した場合、所得税や住民税が被相続人に課税されます。これを「みなし譲渡課税」といいます。原則として相続人の負担となりますが、受遺団体が税負担するむねを遺言書にお書きいただければ、本財団で負担します。

（本財団は、一定の要件を満たした場合に、みなし譲渡課税が非課税となる「公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得税等の非課税措置における基金に関する証明書」（プラン子ども基金）を、2019年8月に内閣府から受領しています。）

特長5：寄付の用途について、対象地域や分野を指定することができます

遺贈寄付は将来の寄付ですので、用途先は本財団にお任せいただき、遺言執行時点でもっとも優先度の高いプロジェクトに充てさせていただきますが、ご希望により実施地域（アジア・アフリカ・中南米のいずれか）と、活動分野（教育・保健など）をご指定いただくこともできます。遺言書の付言事項にご意思をお書きください。

寄付の用途事例：ネパールにおける学校建設プロジェクト



老朽化が激しく倒壊の恐れがあり、建て替えが必要な校舎



安全な校舎が完成
(2018年完成 ご寄付額700万円)



ご寄付者のお名前を記した記念プレート



新しい校舎と備品に喜ぶ生徒たち

遺言によるご寄付(遺贈)の流れ

1. 事前相談

お気軽になんでもご相談ください。特に不動産の遺贈や包括遺贈をご検討の方は事前にご相談ください。

2. 意思決定と遺言執行者への依頼

遺贈内容が決定したら、遺言執行者を決めて依頼してください。法的な手続きが必要になることが多いため、弁護士・司法書士などの専門家や専門機関への依頼をお勧めします。本財団でも専門家や専門機関をご紹介します。

3. 遺言書の作成

一般的には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。残されたご家族が困らないように、財産の配分は慎重にご検討ください。

4. 遺言書の保管

「公正証書遺言」は公証役場で保管されます。「自筆証書遺言」は法務局で保管できますので、自宅で保管するより安心です。

5. ご逝去 遺言執行者への連絡

遺言執行者にご逝去の知らせがないと、遺言の執行が開始されません。あらかじめ信頼できる方に通知をお願いしておいてください。

6. 遺言書の開示と執行

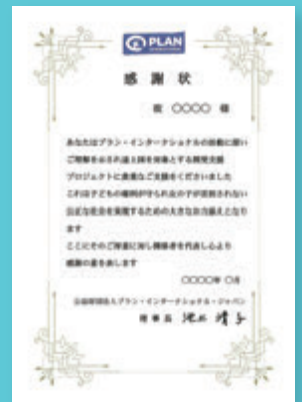
遺言執行者が相続人や公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンに遺言書を開示し、遺言書に基づき手続きを行います。

7. ご寄付

遺言者のご意思を尊重して、大切に活用させていただきます。寄付受領証明書は遺言執行者にお届けします。

8. プロジェクトの実施

遺言書のご希望に沿って、その時点でもっとも優先度の高いプロジェクトに活用させていただきます。ご希望に応じて、プロジェクト完了報告書や感謝状をお届けします。



遺産を途上国の子どもたちのために 役立てたいと思い遺言書を作成したご夫婦

プランとのお付き合いは15年以上です。夫婦でアジアの活動地域を訪問し、子どもたちと交流し楽しい経験を積み重ねてきました。子どもがいなかったため、遺産を途上国の子どもたちの



ために役立てたいと思うようになりました。夫を亡くしたのを機に、手続きを始めました。専門家に相談しながら遺言書を作成できほつとしていきます。
(女性、70代、茨城県)



長年にわたるスポンサーの方より 寄せられた遺贈寄付

新聞広告を見てフォスター・ペアレントに申込み、生前17年間にわたりタイやドミニカのチャイルドと交流し、ご支援くださったスポンサーの方が、遺贈寄付をくださいました。



あたたかいご寄付は、水と衛生プロジェクトに活用させていただきました。
(女性、80代、大阪府)

よくあるご質問

Q プラン・インターナショナルへ遺贈したい場合はどうしたらよいですか？

A 遺言書を作成し、遺贈先として「公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン」とお書きください。

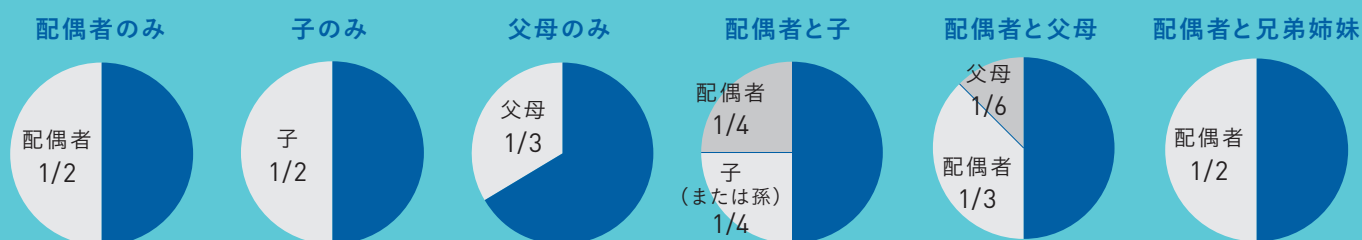
Q 遺言執行者は誰を選べばよいですか？

A 遺言執行者は、相続人や知人に依頼することもできますが、法的な手続きが必要になる可能性が高いため、弁護士・司法書士・行政書士・信託銀行などの専門家・専門機関へ依頼されることをお勧めします。本財団と連携している信託銀行や専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。なお、本財団を遺言執行者にご指定いただくことは、ご遠慮いただいております。

Q 「遺留分」とは何ですか？

A 法定相続人のうち一定の者（配偶者、子または孫、父母または祖父母など）に、最低限度保証された相続財産の受け取り分のことです。遺言書の内容が遺留分を侵害している場合、法定相続人は遺留分侵害額請求（取戻請求）を行うことができます。トラブルを避けるため、遺言書を作成するときは遺留分にご配慮ください。

遺留分割合の具体例



※兄弟姉妹に遺留分はありません。

Q 不動産や全財産（包括）の遺贈も引き受けていますか？

A 不動産や有価証券などの現金以外の寄付も、ありがたくお受けします。遺言執行者に換価いただく方法もありますので（6ページ参照）、事前にご相談ください。

Q 遺言書の種類と作成方法について教えてください

A 一般的には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が遺言内容（全文、氏名、日付など）を作成・捺印。 財産目録はパソコンで作成したものなどでも可。 	<ul style="list-style-type: none"> 公証役場にて2名以上の証人の立会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を口述。 公証人は遺言の内容を筆記し、遺言者、証人、公証人が署名・捺印。
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は自由（自宅または遺言執行者）。 法務局の保管制度を利用。 	<ul style="list-style-type: none"> 公証役場で原本を保管。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 自分で手軽に作成でき、いつでも書き換えられる。 作成するための費用がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の形式に不備が生じることがない。 公証役場で原本を保管するため、紛失や偽造の恐れがない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の発見者や保管者は家庭裁判所で検認を受ける必要があるが、法務局に預けた場合は検認不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載した金額に応じて作成手数料がかかる 例) 6,000万円を2,000万円×3人に分ける場合 23,000円×3=69,000円

相続財産を寄付する方法

財産を相続された方が、故人を偲び、故人の想いを実現できる寄付です。

相続税の申告期限内（相続開始後 10 カ月以内）に受領証明書を添えて相続税の申告を行えば、寄付した財産には相続税が課税されません。また、寄付者は所得税の寄付金控除も申告できます。

相続財産からのご寄付の流れ



亡くなった祖母にも納得してもらえるようなお金の使い方ができました



祖母には3人の子どもがいましたが、娘2人は幼いころに亡くなりました。そんな祖母の財産を、女の子たちの支援に力を入れているプランの活動に役立ててもらえればと考え、相続財産の一部を寄付しました。亡くなった祖母にも納得してもらえるようなお金の使い方ができました。（男性、40代、広島県）

妻が遺した財産を子どもたちの将来のために役立てたい



長年にわたるプランの活動に感銘を受けており、子どもたちの将来のために少しでも役立つことができればいいなと思ったこと、また、寄付をきっかけに世界のさまざまな問題を我がことのように考えていきたいとの思いから、妻が遺した財産の寄付を決めました。（男性、70代、京都府）



PLANレガシー1%クラブのご案内

「PLANレガシー1%クラブ」は、遺贈・相続財産からの寄付への関心の高まりを受け、「資産の1%の寄付によって子どもたちの未来を応援する力は大きい」という思いを込めて発足しました。メンバーの方には、遺贈・相続寄付についてのご相談や、関連情報の提供などをさせていただきます。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。

香典・供花代からのご寄付について

ご葬儀に寄せられたお香典や供花代へのお礼を、品物ではなくご寄付のご意向を表す形で会葬者の方々へお返しされる方法があります。お香典返しのご寄付をいただいた場合、ご遺族から会葬者の皆さまへのご挨拶状に同封してお使いいただけるお礼状を用意させていただきます。

お礼状見本



プラン・インターナショナル 遺贈・相続財産寄付のご案内

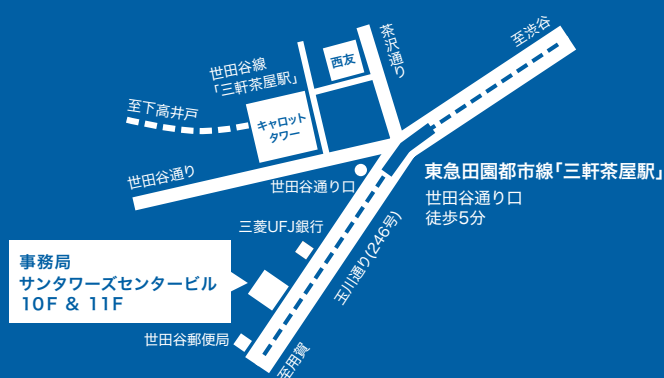


プラン・インターナショナルの目標

私たちは、子どもの権利が守られ、女の子が差別されない
公正な社会を実現する

私たちは世界中の人々とともに、以下の活動を行う

1. 子どもや若者・地域社会が、女の子や、疎外され弱い立場にある人々への差別の根本原因を断ち切り、変革できるよう力づける
2. 子どもたちが直面している課題に対し、私たちの知識や経験を生かして、地域や国・国際社会が政策や意識・行動を変えていけるよう促す
3. 子どもたちや地域社会が、自然災害や紛争などの危機的状況に備え、対応し、困難を乗り越えられるようともに働く
4. 子どもたちが、誕生から大人になるまで、安全な環境のもと、健やかに成長できるよう支える



※プラン・インターナショナル・ジャパンは、一般社団法人全国レガシーギフト協会の『遺贈寄付の倫理に関するガイドラン』を遵守します。

〈個人情報の取り扱いについて〉

本財団は、個人情報を厳正に取り扱うため、行動基準としての個人情報保護方針（ウェブサイト www.plan-international.jp をご覧ください）と、取り扱い手順を示した規程を発行し、全役職員が遵守するよう徹底を図っております。

- ① 個人情報は資料送付、連絡、個人の識別等の目的に利用します。
- ② 個人情報を伺う際のご回答は任意ですが、ご回答のない場合は利用できないサービスがあります。
- ③ 郵便物発送時に、発送代行会社へ個人情報を委託する場合があります。
- ④ 同意・承諾を得た場合と法令順守が必要な場合を除き、個人情報を第三者へ開示しません。
- ⑤ 個人情報の開示、訂正、利用停止等のお申し出には、合理的な範囲の中で速やかに対応いたします。

〈個人情報問合せ窓口〉

TEL：03-5481-3511（受付時間 平日 9:00-17:30）

E-mail：privacy@plan-international.jp

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

〒154-8545 東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22 サンタフェーズセンタービル 11F

www.plan-international.jp

お気軽にお問合せください。

遺贈寄付担当 TEL：03-5481-6100（平日9：00～17：30） Eメール izou@plan-international.jp